

私立大学図書館協会国際図書館協力基金による
海外集合研修実施要領

2002年7月5日制定

2015年3月6日改正

1. 目的

本事業は、私立大学図書館協会（以下「協会」という。）の実施する国際図書館協力事業の一環として、海外の大学図書館での実例を見ることで、その見識を広め、協会加盟大学図書館の運営に還元することを目的とする。

2. 予算

- (1) 本事業は、私立大学図書館協会国際図書館協力基金のもとに実施する。
- (2) 本事業の予算額は、私立大学図書館協会国際図書館協力委員会（以下「委員会」という。）が立案する。

3. 内容

- (1) 研修先
委員会は、研修先を決定する。その際、受入れ先に対し、本事業が協会の主管する国際図書館協力事業の一環として、実施されるものであることを明示する。
- (2) 研修内容
本事業のテーマは、委員会が決定する。委員会は、具体的な研修内容について受入れ側と調整を行う。
- (3) 参加者
協会加盟大学図書館から原則として若干名募集する。選考は委員会が行い、結果を会長校へ提出する。
- (4) 旅費その他
研修対象者の往復旅費および現地宿泊費は協会側が負担する。
また、本研修の企画時および実施時において、委員会が必要と認めた費用は、会長校と協議して協会側が負担する。

4. 研修報告

参加者は帰国後最初の総会において、研修報告を行う。

5. 会計報告

委員会は、海外集合研修終了後、会長校に会計報告をする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、会長校、委員会によって協議するものとする。